

【1】承諾書兼入会申込書（以下「【1】本書」という。）

名（氏名又は名称） イルカ事務所（以下「甲」という。）宛

所在地 兵庫県尼崎市武庫元町二丁目11番16号

甲のメールアドレス2244iruka@leto.eonet.ne.jp（以下「甲のメールアドレス」という。）

第1条 当方（以下「乙」という。）は、乙の結婚相手候補者（以下「丙」という。）の基本情報提供（以下「基本情報提供」という。）を甲から受け、かつ、それにまつわる付帯の事柄の情報を受けるために、次の（1）から（4）を返還請求しないことを約し、原則として、甲のメールアドレス宛にメール送付する方法で甲に提出し、入会申込をする。

（1）【1】本書（作成したもの）（以下「【1】」という。）

（2）【2】プロフィール（作成したもの）（以下「【2】」という。）

（3）【3】身分証明書のコピーの仕方（作成したもの）（以下「【3】」という。）

（4）【4】3か月以内に乙のみを撮った全身1枚、上半身1枚のLサイズのカラー写真（以下「【4】」という。）

第2条 乙は、【1】を提出した日の翌日の午前中までに入会金2万円を甲に支払う。

第3条 乙は、【1】に記している事柄を認諾、遵守、履行することを約する。

第4条 乙は、【1】に記している事柄、【1】に記している事柄の付帯、派生、関連する事柄に関しても、甲の助言、指示に従い、甲が【1】に記している事柄を履行し易いように協力する。

第5条 甲は、乙に【1】に記している事柄を迅速・円滑に履行するように注意喚起・助言を任意の方法で行うことが出来、それに対して乙は甲に一切異議を唱えず従う。

第6条 乙は、乙が甲に提出した【2】に記している事柄に変更が生じた場合は、直ちに、当該変更の事柄を甲のメールアドレス宛にメールで通知する。

第7条 情報提供の範囲、方法は、甲の任意とし、甲が乙に情報提供することを保証したものではない。

第8条 乙は、甲が乙に情報提供した事柄と事実と齟齬があっても甲を免責とし、甲に不服の申立て、損害賠償等の請求を一切しない。

第9条 乙は、甲から情報提供された事柄を他に漏洩せず、丙と不縁になった時点で直ちに廃棄する。

第10条 甲は、丙を募るため、丙、丙の関係者（丙の親族や仲人等）、甲の協力者に、乙の情報公開を必要に応じて任意に行うことができ、当該情報公開の範囲、方法も甲の任意とする。

第11条 乙は、乙と丙のお会いする日時・場所を甲が乙のメールアドレス宛にメール又はFAXで送付した日の翌日の午前中までに、設定費として金5万円を甲に支払う。

第12条 乙は、乙がお会いする日時・場所の変更を要求、反故にしたときは、それらを行った日の翌日の午前中までに、事由の如何を問わず前条の設定費とは別に違約金として金5万円を甲に支払う。

第13条 乙は丙とお会いした翌日の午前中までに丙と交際したいか否かの意向を甲のメールアドレス宛にメールで通知する。

第14条 乙は、乙と丙が結婚の約束をした日又は甲の紹介で乙と丙がお会いした日から3か月までに不縁の旨を甲のメールアドレス宛にメールで通知をしない場合のいずれかに該当した場合には、その翌日の午前中までに金50万円を甲に支払う。

第15条 甲は、乙を会員にふさわしくないと任意に判断でき、いつでも（入会后直ちに退会させる場合もある。）、その事由を説明及び通知をすることなく、任意の方法で、乙を退会させることができる。

第16条 乙は、退会させられても、甲を免責とし、甲に不服の申立て、損害賠償等の請求を一切しない。

第17条 乙は、丙の約束の反故やいかなる言動に対しても、甲を免責とし、甲に不服の申立て、損害賠償等の請求を一切しない。

第18条 乙の会員としての有効期間は、甲が乙を会員と認めてから2年間とする。

当該有効期間終了日までに、当該有効期間を更新しない旨を、乙は甲のメールアドレス宛に、甲は乙のメールアドレス宛に、メールで通知しなければ、当該有効期間は、当該有効期間終了日の翌日から更に2年間、【1】に記している事柄と同一内容で更新され、その後も同様とする。

第19条 乙から甲へのすべての支払は、次の口座に乙が送金費用を負担し、乙名義で送金する方法で支払う。

口座 池田泉州銀行・西武庫出張所・普通2410241・ナカヤマヒロヤ

乙は、当該送金元金融機関等の送金証明書等をもって甲からの受領書に代えるものとする。

第20条 乙は、事由の如何を問わず、乙が甲に支払った金銭の返還請求はしない。

第21条 乙が退会しても甲は【2】に記している事柄の情報は保有できる。

第22条 甲は、乙に予告することなく【1】に記している事柄を任意に変更することができる。

第23条 【1】に記している事柄に関する紛争（裁判所の調停手続きを含む。）は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第24条 西暦2030年12月31日までに乙が甲に提出した【1】のみ有効とする。

作成日 西暦20 年 月 日

乙 住所（都道府県から記する）

氏名 (ふりがな ) ㊞

生年月日 西暦 年 月 日